

● 三好市水道事業

1. 計画策定趣旨

三好市の上水道は、旧池田町で明治41年3月(1908年)に四国で初めて創設され、計画給水人口6,000人、一日最大配水量1,350 m³で供用開始しました。

これまで11期に及ぶ拡張事業により、現在は計画給水人口12,000人、1日最大配水量7,950 m³の規模で安全で安定した給水サービスの提供に努めてまいりました。

近年、産業構造変化によるJT・JR・NTTなど国・県の出先機関の廃止や規模の縮小、人口の減少、節水型社会への移行により水需要は減少傾向にあり、料金収入の伸びは期待できず、事業経営は大変厳しくなっています。しかし、安全・安心な水道水を安定的に供給するため老朽化する水道施設等の計画的な改良、更新、また、災害に強い給配水施設を整備する必要があり、より一層の経営改革と経営基盤強化が求められております。

このような状況から経営の健全化及び事業の活性化を図るため本計画を策定するものです。

2. 事業運営の基本方針

(1) 計画の位置付け

三好市行財政改革推進計画(集中改革プラン)、及び三好市総合計画との整合性を図りながら事業経営を推進する。

(2) 計画期間

平成19年度から平成23年度まで

(3) 事業運営の目標

厳しい経営状況の続く中、安全・安心な水道水を安定的に供給するとともに、事業の効率化及び建設コストの縮減に努め経営の健全化を図ります。

また、三好市水道事業計画を策定し、年次的な整備事業を実施し未給水区域の解消・給配水施設の耐震化等、基盤強化を図ります。

(4) 具体的施策

① 水資源の安定確保

- ・ 水源の安定確保を図るため、取水地の計画的な確保や改修を推進し、取水能力の維持・充実を図ります。

- ・水の有効利用を促進していくため、水資源の有限性や生活様式の省資源化の啓発に努め、節水意識の普及に努めます。

②未給水区域の解消

- ・未給水区域の解消を図るため、地域の実情に応じた整備方法を導入し、整備計画に基づいた事業の進捗を図ります。

③水の安定供給

- ・ライフラインとして生活用水を安定供給するため、計画的に老朽化した送配水管の布設替工事を実施し、有収率の向上を図ります。
- ・市民が安心して暮らすことができるよう、地震など災害に強いライフラインの構築や災害時の早期復旧体制の確立に努めます。
- ・未給水区域の解消を計画的に進め、安全で良質な水の安定的な供給に努めます。漏水防止対策や節水運動などを行い、水の有効利用を進めます。
- ・災害時等の緊急時における飲料水の確保が迅速に対応できる体制づくりを進めます。

(5) 経営基盤強化の取り組み

- ①事務事業の廃止・縮小・統合などの見直しを行い、徹底した経常経費の削減に取り組み、経営基盤の安定化を図ります。
- ②水道事業総合システムにより業務の統一化・効率化を行い、住民サービスの向上を図ります。
- ③集中監視システムの整備により施設管理の一元化による効率化を図ります。
- ④水道事業を安定かつ健全に運営していくため、受益者負担の適正化に努め適切な使用料の設定を行い、未収金の徴収に努めます。
- ⑤収納率の向上と事務の効率化及び自主納付の確率を図るため、口座振替の推進を行います。
- ⑥一部業務の民間委託導入を調査検討し、業務の見直しによる適正な人員配置を進めます。

● 三好市簡易水道事業

1. 計画策定趣旨

三好市は平成 18 年 3 月 1 日に三野町・井川町・池田町・山城町・東祖谷山村・西祖谷山村の 6 町村が合併し、行政区域内人口 34,103 人、行政区域面積 721.48k㎡で四国一の面積を有する市となりました。

行政区域面積に占める山林面積が 87.3%と山間地が多く、水道事業は上水道事業 1・簡易水道事業 17・飲料水供給施設事業 8・その他の水道事業（簡易給水施設）7・市全体では 33 事業で、山間地域に小規模水道施設が点在し水道事業が多いことも特徴的です。

三好市における水道普及率は 79.9%で全国平均と比較して大幅に低く、地域間でも普及率、水道料金に格差があります。使用料金の一元化については、平成 28 年度末を目標に段階的に解消する必要があります。また、過疎化による給水人口の減少により水需要は減少傾向にあり、料金収入の伸びは期待できず、事業経営は厳しくなっています。

しかし、安全・安心な水道水を安定的に供給するため老朽化する水道施設等の計画的な改良・更新、山間部の水道未普及地域の解消や災害に強い給配水施設を整備する必要があります、より一層の経営改革と経営基盤強化が求められています。このような状況から経営の健全化及び事業の活性化を図るため本計画を策定するものです。

2. 事業運営の基本方針

(1) 計画の位置付け

三好市行財政改革推進計画（集中改革プラン）、及び三好市総合計画との整合性を図りながら事業経営を推進する。

(2) 計画期間

平成 19 年度から平成 23 年度まで

(3) 事業運営の目標

厳しい経営状況の続く中、安全・安心な水道水を安定的に供給するとともに、事業の効率化及び建設コストの縮減に努め経営の健全化を図ります。

また、三好市簡易水道事業統合計画を基に三好市水道事業計画を策定し、年次計画的に整備事業を実施し未普及地域の解消・給配水施設の更新及び施設の耐震

化を図ります。

(4) 具体的施策

①水資源の安定確保

- ・水源の安定確保を図るため、取水地の計画的な確保や改修を推進し、取水能力の維持・充実を図ります。
- ・水の有効利用を促進していくため、水資源の有限性や生活様式の省資源化の啓発に努め、節水意識の普及に努めます。

②未普及地域の解消

- ・未給水区域の解消を図るため、地域の実情に応じた整備方法を導入し、整備計画に基づいた事業の進捗を図ります。

③水の安定供給

- ・ライフラインとして生活用水を安定供給するため、計画的に老朽化した送配水管の布設替工事を実施し、有収率の向上を図ります。
- ・市民が安心して暮らすことができるよう、地震など災害に強いライフラインの構築や災害時の早期復旧体制の確立に努めます。
- ・未給水区域の解消を計画的に進め、安全で良質な水の安定的な供給に努めます。漏水防止対策や節水運動などを行い、水の有効利用を進めます。
- ・災害時等の緊急時における飲料水の確保が迅速に対応できる体制づくりを進めます。

④事業統合の推進

- ・平成 19 年度から平成 21 年度の 3 年間で上水道に統合予定の簡易水道事業及び飲料水供給施設事業の資産調査と施設整備調査を実施します。
- ・平成 22 年度の経営変更認可により翌年度から事業を実施し、平成 28 年度末の事業統合をめざします。

(5) 経営基盤強化の取り組み

①徹底した経常経費の削減に取り組み、経営基盤の安定化を図ります。

②水道事業総合システムにより業務の統一化・効率化を行い、住民サービスの向上を図ります。

③集中監視システムの整備により施設管理の一元化による効率化を図ります。

④水道事業を安定かつ健全に運営していくため、受益者負担の原則に基づき使用料を年次的に改定し水道料金の一元化を図ります。また、未収金の徴収に

努めます。

- ⑤収納率の向上と事務の効率化及び自主納付の確率を図るため、口座振替の推進を行います。
- ⑥一部業務の民間委託導入を調査検討し、業務の見直しによる適正な人員配置を進めます。
- ⑦他会計からの繰り出し基準を明確にし、過度に依存することのないよう基準外繰り出し金の削減に努めます。